二1　合併後消滅する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　ケンウッド健康保険組合
（二）　事務所の所在地　東京都八王子市石川町二千九百六十七番地三
（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ケンウッド　東京都八王子市　外九事業所
2　合併後存続する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　日本ビクター健康保険組合
（二）　事務所の所在地　神奈川県横浜市神奈川区入江一丁目十四番二十五号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　日本ビクター株式会社　神奈川県横浜市　外二十七事業所
3　認可の年月日　平成二十三年九月十三日

○厚生労働省告示第三百九十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十月四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
楽天KC健康保険組合	KCカード健康保険組合	平成二十三年八月一日
宮地鐵工健康保険組合	宮地健康保険組合	平成二十三年十月一日
日立製作所健康保険組合	日立健康保険組合	平成二十三年十月一日
国際空港事業健康保険組合	ＡＮＡエアポートハンドリング健康保険組合	平成二十三年十月一日
日本ビクター健康保険組合	ＪＶＣケンウッド健康保険組合	平成二十三年十月一日
ダイセル化学工業健康保険組合	ダイセル健康保険組合	平成二十三年十月一日

○厚生労働省告示第三百九十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を同表の下欄に掲げる日をもって廃止することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十月四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	廃止年月日
北関東しんきん健康保険組合	茨城県水戸市城南二丁目二番二十一号			平成二十三年八月一日
ホンダ健康保険組合	栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢四千六百三十番地			平成二十三年十月一日

○厚生労働省告示第四百号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十月四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
大京健康保険組合	主たる事務所	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二十四番十三号	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目十九番十八号	平成二十三年五月十六日
サンウエーブ健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区猿楽町二丁目六番十号	東京都新宿区若松町三十一番四号	平成二十三年六月六日
コスモスイニシアグループ健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区内幸町一丁目三番二号	東京都港区芝五丁目三十一番七号	平成二十三年六月十三日
朝日生命健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区大手町二丁目六番一号	東京都杉並区和泉一丁目二十二番十九号	平成二十三年六月二十七日
飯野健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区内幸町二丁目一番一号	東京都港区西新橋一丁目一番三号	平成二十三年七月一日
タキロン健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区安土町二丁目三番十三号	大阪府大阪市北区梅田三丁目一番三号	平成二十三年七月十九日
セントラル自動車健康保険組合	主たる事務所	神奈川県相模原市緑区大山町四番十二号	宮城県黒川郡大衡村中央平一番地	平成二十三年八月一日
原子力健康保険組合	主たる事務所	茨城県那珂郡東海村白方字白根二番地の四	茨城県那珂郡東海村白方字白根二番地の五	平成二十三年八月一日
北関東しんきん健康保険組合	主たる事務所	群馬県前橋市大手町二丁目六番二十号	群馬県前橋市千代田町二丁目三番十二号	平成二十三年八月一日
近森会健康保険組合	主たる事務所	高知県高知市北本町一丁目一番七号	高知県高知市北本町一丁目一番二十八号	平成二十三年八月一日
豊島健康保険組合	主たる事務所	愛知県名古屋市中区錦二丁目九番二十五号	愛知県名古屋市中区錦二丁目十五番十五号	平成二十三年八月一日
伊藤忠健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号	大阪府大阪市北区梅田三丁目一番三号	平成二十三年八月十五日
ＡＧＣ健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区有楽町一丁目十二番一号	東京都千代田区丸の内一丁目五番一号	平成二十三年八月十六日
日本ビクター健康保険組合	主たる事務所	神奈川県横浜市神奈川区入江一丁目十四番二十五号	東京都八王子市石川町二千九百六十七番地三	平成二十三年八月一日
塩野義健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区道修町三丁目一番八号	大阪府大阪市中央区道修町四丁目七番六号	平成二十三年十月一日
遠州鉄道健康保険組合	主たる事務所	静岡県浜松市中区常盤町百四十五番地一	静岡県浜松市中区旭町十二番地の一	平成二十三年十月三日

○農林水産省告示第千九百十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十二号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）